

大田市告示第20号

大田市下水道使用料等口座振替収納事務取扱要綱及び大田市下水道事業の施行に伴う負担金等の賦課徴収及び滞納処分に係る事務に関する要綱の一部を次のように改正する。

令和6年3月19日

大田市長 楫野弘和

(大田市下水道使用料等口座振替収納事務取扱要綱の一部改正)

第1条 大田市下水道使用料等口座振替収納事務取扱要綱(令和2年大田市告示第17号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の3号を加える。

- (3) 農業集落排水施設使用料
- (4) 生活排水施設(浄化槽)使用料
- (5) 生活排水施設(浄化槽)分担金

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

(大田市下水道事業の施行に伴う負担金等の賦課徴収及び滞納処分に係る事務に関する要綱の一部改正)

第2条 大田市下水道事業の施行に伴う負担金等の賦課徴収及び滞納処分に係る事務に関する要綱(平成28年大田市告示第80号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「生活排水処理事業及び農業集落排水事業」を「農業集落排水事業及び生活排水処理事業」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。